

# 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

## 手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別表に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)といっています。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い

## 当社の概要

|          |   |
|----------|---|
| 商号等      | 篠山証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第16号  |
| 本店所在地    | 〒669-2324 兵庫県篠山市東新町220番地  |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター<br>〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13<br>電話番号：（フリーダイヤル）0120-64-5005<br>受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日等を除く。） |
| 加入協会     | 日本証券業協会   |
| 資本金      | 1億円   |
| 主な事業     | 金融商品取引業   |
| 設立年月     | 昭和24年3月   |
| 連絡先      | 079-552-1160（本店）又はお取引のある営業所にご連絡ください。  |

### ●「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第1種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
  - (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からのさまざまなご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。）
- あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

## 株式等売買手数料

| 約定代金                 | 手数料（税込）                                      |
|----------------------|--|
| 100 万円以下             | 約定代金の 1.242%<br>算出額が 2,700 円に満たない場合は、2,700 円 |
| 100 万円超～300 万円以下     | 約定代金×0.9396%+3,024 円                         |
| 300 万円超～500 万円以下     | 約定代金×0.9288%+3,348 円                         |
| 500 万円超～1,000 万円以下   | 約定代金×0.6912%+15,228 円                        |
| 1,000 万円超～3,000 万円以下 | 約定代金×0.5616%+28,188 円                        |
| 3,000 万円超～5,000 万円以下 | 約定代金×0.2808%+112,428 円                       |
| 5,000 万円超～1 億円以下     | 252,828 円                                    |
| 1 億円超～5 億円以下         | 285,228 円                                    |
| 5 億円超                | 約定代金が 5 億円増加するごとに 32,400 円加算                 |

- ※ 外国株式、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）に係る手数料も上記手数料を適用いたします。
- ※ 約定代金については、同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものが、一口として取り扱われます。
- ※ 売却の約定代金が最低委託手数料 2,700 円未満の場合は、全額が委託手数料及び消費税となり受け渡し代金が 0 円となります。

## 新株予約権付社債等売買手数料

| 約定代金                 | 手数料（税込）                                    |
|----------------------|--|
| 100 万円以下             | 約定代金×1.08%<br>算出額が 2,700 円に満たない場合は、2,700 円 |
| 100 万円超～500 万円以下     | 約定代金×0.972%+1,080 円                        |
| 500 万円超～1,000 万円以下   | 約定代金×0.756%+1,188 円                        |
| 1,000 万円超～3,000 万円以下 | 約定代金×0.594%+27,300 円                       |
| 3,000 万円超～5,000 万円以下 | 約定代金×0.432%+76,680 円                       |
| 5,000 万円超～1 億円以下     | 約定代金×0.27%+157,680 円                       |
| 1 億円超～10 億円以下        | 約定代金×0.216%+211,680 円                      |
| 10 億円超               | 約定代金×0.162%+751,680 円                      |

- ※ 約定代金については、同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものが、一口として取り扱われます。
- ※ 売却の約定代金が最低委託手数料 2,700 円未満の場合は、全額が委託手数料及び消費税となり受け渡し代金が 0 円となります。

## 単元未満株式の買取・買増請求取次手数料

| 保管振替機構預託の単元未満株の場合  | 手数料（税込） |
|--------------------|---------|
| 1 銘柄 1 買取（買増）請求につき | 324 円   |

- ※ 買取請求時において買取請求の約定代金を上回る手数料が発生する場合があります。